

確定申告のお知らせ

確定申告に関するお問い合わせは、いずれも圏越谷税務署(赤山町5の7の47) ☎965-8111(自動音声案内)。

確定申告書は自宅で作成し郵送・インターネット(e-Tax)で提出できます

例年、確定申告会場は大変混雑するため、来場してから手続きが終了するまで、平均90分程度(最大180分以上)を要しています。申告書は国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー(<http://www.keisan.nta.go.jp/>)で作成し、郵送やインターネット(e-Tax)で提出できます。

ど、詳しくはe-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-0115901(土曜・日曜日、祝日を除く)へお問い合わせください。

イオンレイクタウンに確定申告会場を開設

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します。

2月18日(月)～3月15日(金)(土曜・日曜日を除く)。2月24日(日)・3月3日(日)は開場、午前9時～午後4時。圏イオンレイクタウンkaze3階イオンホール

*日曜日は大変混雑しますので平日の来場をお勧めします
*混雑状況により受け付けを早め終了する場合があります
*書類作成には時間を要するので早めにお越しください

*確定申告会場開設期間中は、越谷税務署庁舎では申告相談を行っていません
●医療費控除に関する明細書の提出義務化について
平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が必要となりました。

なお、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存してください。

*おむつ使用証明書や在宅介護費用証明書など、医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書は提出が必ずです
*31年分の確定申告までは、従来どおり、領収書の添付や提示による申告もできます

●公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について
公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

*所得税の確定申告が不要の場合でも、市・県民税の申告が必要な場合があります
*所得税の還付を受ける場合や、純損失や雑損失の繰越控除などの適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です

*平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、確定申告不要制度の対象外です

介護サービス費用の自己負担分は医療費控除の対象となります

次の介護サービス費用の自己負担分は、医療費控除の対象となります。

①施設サービス：介護老人保健施設と介護療養型医療施設の介護費、食費および居住費。介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設の介護費、食費および居住費の2分の1相当額

②居宅介護・介護予防サービス：介護保険給付の自己負担額のうち、次の①または②に該当するもの
①医療系サービス：訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテ



①シヨ(食費含む)、短期入所療養介護(食費・滞在費含む)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一休型事業所での訪問看護を利用する場合に限る)、看護小規模多機能型居宅介護(前記の医療系サービスを含む組み合わせにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分は除く)に限る)

②医療系サービスと併用の福祉系サービス：訪問介護(生活援助中心型を除く)、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、地域密着型通所介護、認

おむつ使用証明書の発行

おむつ代の医療費控除を受ける方のうち、要介護認定を受けて一定の要件に該当する方に、おむつ使用証明書を発行します(手数料200円)。初めて控除申請する方は医療機関が発行します。

●所得税、市・県民税の障害者控除対象者認定書の発行
65歳以上で要介護認定を受け、寝たきり状態等一定の要件に該当する方は、障害者控除の対象になります。介護保険課へご申請ください(無料)。

☎963-9169
圏介護保険課(第二庁舎1階)

皆さんの意見を市長が直接伺います

マナ この前、地域の清掃ボランティアに誘われて参加しました。越谷には地域のために活動している団体がたくさんあるんですね！参加してみて初めて分かったこともありました。市長にも聞いてもらいたいなあ。

ダイジ ボランティアに参加することはとてもよいことだね。越谷市では、地域の活性化などに取り組んでいる市民活動団体や企業を市長が訪問する「市長とふれあいミーティング」を行っているんだ。市長がみんなの活動を見て、意見交換をすることで、市と団体がお互いの理解を深めているんだ。

市では、市を「住みよいまちにした、自慢できるまちにした」とまちづくりに取り組んでいる市民活動団体や、地域の活性化などに貢献している企業の活動の場に市長が訪問する「市長とふれあいミーティング」を行っています。団体の皆さんの活動を直接拝見して意見交換をします。
今年度は、(有)栗原木工所、松葉屋(手焼煎餅製造販売)、越谷国際交流サークル、埼玉県立大学学生ボランティア団体MAGO(高齢者のお手伝い、イベントの企画)の皆さんを訪問しています。過去の訪問の様子は、市ホームページに掲載しています。



(有)栗原木工所



越谷国際交流サークル

越谷市のラジオ広報番組「教えて！ダイジ先生～越谷のココが大事～」の番組MC、ダイジ先生とマナちゃんが説明します
*ラジオ広報番組について詳しくは16面をご覧ください

市長とふれあいミーティングへの参加団体を募集します

〈対象〉①子育て、教育、環境などさまざまな分野で特色ある活動を行っている市民活動団体など
②「こしがやブランド認定品」の認定を受けることによって越谷市の知名度向上に貢献している企業や地域の活性化に貢献している企業、児童の工場見学を受け入れて学校教育に協力している企業など(政治・宗教活動、特定の主義主張を目的とした団体を除く)

〈内容〉団体の皆さんからの活動紹介と懇談。時間は全体で90分程度
〈申込み〉申請書を直接広報広聴課へ(郵送またはファクスでも受け付けます)。申込書は広報広聴課で配布するほか、市ホームページから印刷できます
*具体的な日程および訪問場所は、訪問が決定した団体と調整します

ダイジ マナちゃん！「市長とふれあいミーティング」について、理解できたかな？

マナ はい！市民の皆さんの意見を直接市長に届けることができるんですね。

ダイジ そう！皆さんぜひお申し込みを！分からないことは、広報広聴課までお問い合わせください。

問 広報広聴課(本庁舎2階) ☎963-9117、☎965-0943